

附 則

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前から継続する道路の占用（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条第十一号の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件に係るものに限る。）で、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第一条第五号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）第三十一条第一項において準用する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十五条の規定により郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社が知事とした協議に基づくもの（同日以後に道路法第三十二条第三項の規定により許可を受けた場合にあつては、当該許可の日前の期間に係るものに限る。）についてのこの条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	（）に相当する期間 各年度における占用の期間	（）のうち平成十九年十月一日以降の期間に相当する期間 各年度における占用の期間（平成十九年度にあつては、同日以降の期間）
第二条第一項及び第四条第一項	翌年度	平成二十年度
第二条第二項本文	当該占用の期間	当該占用の期間のうち平成十九年十月一日以降の期間
第四条第一項	同意した占用の期間 当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内	同月末日まで 同意した占用の期間のうち平成十九年十月一日以降の期間

第四条第二項	当該占用の許可の日	平成十九年十月一日
別表の備考九	占用の期間	占用の期間のうち平成十九年十月一日以降の期間

秋田県条例第七十九号

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県建築基準法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

別表五の項中「第七条の六第一項第一号(」を「第七条の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号(これらの規定を」に改め、同表十一の項中「又は第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に、「(法)」を「(これらの規定を法)」に改め、「用途地域」の下に「等」を加え、同表十六の項中「第四号(」の下に「これらの規定を」を加え、同表中五十二の項を五十四の項とし、三十五の項から五十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三十四の項中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表三十三の項中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同項を同表三十五の項とし、同表三十二の項中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表三十一の項を同表三十二の項とし、同項の次に次の一項を加える。

三十三 法第六十八条の五の二の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する特例の認定の申請
 二万七千円

別表三十の項の次に次の一項を加える。

三十一 法第六十八条の三第七項(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による開発整備促進区の区域における建築物の用途等に関する制限の適用除外に係る認定の申請
 二万七千円

別表の備考四中「同表四十七の項」を「同表四十九の項」に改め、同表の備考八中「同表四十八の項」を「同表五十の項」に改め、同表の備考十中「この表四十六の項」を「この表四十八の項」に改める。

附 則

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表五の項の改正規定、同表十一の項の改正規定(「(法)」を「(これらの規定を法)」に改める部分に限る。)及び同表十六の項の改正規定 この条例の公布の日

二 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日又はこの条例の公布の日をいずれか遅い日

三 別表十一の項の改正規定（「（法）」を「（これらの規定を法）」に改める部分を除く。）及び同表三十の項の次に一項を加える改正規定 平成十九年十一月三十日

秋田県条例第八十号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第一条 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年秋田県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

第二条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成十九年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第二百二十四条第四項第二号」に改める。

（秋田県県税条例の一部改正）

第三条 秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第四項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

（秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部改正）

第四条 秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

（秋田県民会館使用料徴収条例の一部改正）

第五条 秋田県民会館使用料徴収条例（昭和三十六年秋田県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に、「青少年」を「青少年」に、「行なう」を「行う」に改める。

（秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正）

第六条 秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和五十年秋田県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

秋田県条例第八十一号

秋田県立野球場条例の一部を改正する条例

秋田県立野球場条例（昭和四十七年秋田県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「野球場」の下に「の施設及び設備のうち、次に掲げるもの」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 グラウンド
- 二 会議室
- 三 報道用放送室
- 四 広告表示用設備

第四条第一項中「野球場」を「第二条第一項各号に掲げる施設又は設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第二項中「野球場」を「施設等」に改める。

第五条中「野球場」を「施設等」に改める。

第八条第一項第一号中「使用の許可、」を「第二条第一項第一号から第三号までに掲げる施設の使用の許可、」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二項第一項第一号から第三号までに掲げる施設の使用についての同項」に改める。

附則第二項を削る。

附則第一項中「こえない」を「超えない」に、「おいて、」を「おいて」に改め、同項の項番号を削る。

別表第一中「グラウンド・スタンド使用料」を「グラウンド使用料」に改め、別表第三の表の備考以外の部分を次のように改める。

第三 広告表示用設備使用料

区	分	使 用 料 の 額
内 野 席 前 部	フ ェ ン ス	一四、〇〇〇円
外 野 席 前 部	フ ェ ン ス	一七、五〇〇円

（二平方メートルにつき一年）

附 則

この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。

秋田県条例第八十二号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第百十七号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項第一号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第八十三号

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年秋田県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（）」を「及び貯金（）」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「有価証券（株券）」の下に「（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中「任期満了に」を「任期終了に」に改める。

附 則

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項第六号及び第三条の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。） 公布の日

二 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 平成十九年九月三十日

三 第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定 平成十九年十月一日

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、前項第三号に掲げる

規定の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律
第二百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
E-mail: matsuhara@natsuharainatsu.co.jp

購読料 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄